

# 念 書

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に \_\_\_\_\_ が交通事故で被った

保険事故について、国民健康保険法による保険給付を受けたときは、国民健康保険法第64条第1項の規定により、保険給付の限度内において貴職が相手方(第三者)(以下「第三者」という。)に対する損害賠償請求権を代位取得のうえ行使し、かつ、賠償金を受領することに異議のないことを書面にて申し立てます。

また、損害賠償請求権の行使にあたり、保険金(共済金)の支払・保険契約内容等の調査を実施し、当該交通事故治療にかかる診療報酬明細書・調剤報酬明細書の保険給付内容を証明する書類を、第三者が加入する自動車損害賠償責任保険(責任共済)会社及び任意自動車保険会社に、賠償金の請求についてのみ使用することに同意します。

なお、併せて次の事項を遵守することを誓約します。

1. 自動車損害賠償責任保険金
1. 保険給付額の限度内において 2. 自動車損害賠償責任共済金 を貴職が優先して
3. 任意自動車保険の対人賠償保険金

受領されることに異議を述べないこと。

2. 第三者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出、承諾を得ること。
3. 第三者に白紙委任状を渡さないこと。
4. 第三者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額(評価額)を漏れ無く、かつ遅滞無く貴職に届け出ること。
5. 上記のほか保険者長が連絡を求めた件について事実が発生したときは、速やかに届け出ること。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

須 坂 市 長 様

誓 約 者 住所 \_\_\_\_\_

誓約者との関係

法定代理人 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(注) 未成年者の場合は、親権者が念書を差し入れてください。